

NPO 法人えんぱれ 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

本法人は、NPO 法人えんぱれという。

第2条 (事務所)

本法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

第3条 (目的)

本法人は、様々な現代的課題を抱える子どもたちを支援する立場にある学校および学校教員、子育てに悩む保護者や人材育成に関心を持つあらゆる人々に対して、子どもたちが主体的に学べる教育モデルの提案や地域対応としての保護者や行政との橋渡しなど、学校の「当たり前」を見直す現場に即した支援事業や普及啓発活動事業等を行う。子どもたちのチャレンジを認め応援する「挑戦への始動者」としての学校教員の指導環境の向上に寄与すると同時に、人間の可能性を引き出す関わり方や考え方を全国に発信し広めていくことを通して、子どもたちを含む全ての人々が、教育に関わる当事者としてより幸福感を持って教育的営みに関わっていけるような社会を創出することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業の種類)

本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 教育研修・出版事業
- (2) チーム組織サポート事業
- (3) 普及啓発活動事業
- (4) コンサルティング事業
- (5) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第6条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、本法人の事業及び活動を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 共創会員 本法人の目的に賛同し、「共創」の理念に賛同すると共に本法人の事業及び活動に参加及び支援するために入会した個人及び団体
- (3) 交流会員 本法人の目的に賛同し、会員どうしで交流するために入会した個人
- (4) 応援会員 本法人の目的に賛同し、金銭的に支援するために入会した個人及び団体
- (5) 名誉会員 本法人の目的に賛同し、本法人に格別の貢献をしたとして理事会が承認した個人

第7条（入会）

- 1 会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第1項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。入会金及び会費は、理事会において別に定める会員規定に規定する。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

1 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) 本定款に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に理由の通知および弁明の機会を与えるなければならない。

第12条（入会金及び会費の不返還）

既納の入会金及び会費は、返還しない。

第3章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

- 1 本法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 5名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名以上3名以内を理事長とする。

第14条（選任等）

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

- 1 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について本法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。
- 6 理事長に係る利益相反行為は、当該理事長以外の理事、又は理事会で選任する他の理事が当該理事長の職務を代行する。

第 16 条 (任期等)

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第 17 条 (解任)

- 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 18 条 (報酬等)

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 19 条 (顧問)

- 1 本法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 会議

第 20 条 (種別)

- 1 本法人の会議は、総会および理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第 21 条 (総会の構成)

総会は、会員をもって構成する。

第 22 条 (総会の権能)

1 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 役員の選任及び解任に関する事項
- (4) その他の重要な事項

2 理事会において議決した事項は、総会に報告しなければならない。

第 23 条 (総会の開催)

1 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第4号の規定に基づいて招集するとき。

第 24 条 (総会の招集)

1 総会は、本定款に別に定めるものほか、理事長が招集する。

2 理事長は、本定款に別に定める臨時総会の開催請求があつたときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項を示した書面又は電子メールを、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条 (理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第 26 条 (理事会の権能)

理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 事業報告および決算
- (4) 既定の制定及び改廃。
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

第 27 条 (議決)

1 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会について、開催することが困難であると理事長が判断したときは、前項にかかわらず、理事会が定める「電子メールによる議決要領」により、その事項を議決することができる。

第 5 章 資産

第 28 条 (資産の構成)

本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第29条 (資産の区分)

本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

第30条 (資産の管理)

本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

第31条 (会計の原則)

本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第32条 (会計の区分)

本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

第33条 (事業年度)

本法人の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第34条 (事業計画及び予算)

本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

第7章 定款の変更、解散等

第35条 (定款の変更)

本定款の変更は、総会において出席した会員の過半数の議決によって行う。ただし、法第25条第3項が規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。なお、法第25条第2項の定めにかかわらず、この総会の定足数は不要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条 (解散)

本法人の解散方法については、法第31条から法第31条の12に定めるところによる。

第37条 (残余財産の帰属)

本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第38条 (公告の方法)

本法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページに掲載して行う。

第8章 雜則

第39条 (細則)

本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 新井 由羽
同 島田 賢人
同 三浦 千歳

理事	佐藤 健友
同	佐藤 弓恵
同	曾田 柑
同	富樫 俊一
同	早川 美樹
同	吉村 宗一郎
監事	鈴木 智也

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 本法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員(個人・団体)	0 円
	共創会員(個人・団体)	0 円
	交流会員(個人)	0 円
	応援会員(個人・団体)	0 円
	名誉会員(個人・団体)	0 円
(2)会費	正会員(個人・団体)	月額 2,000 円
	共創会員(個人・団体)	月額 1,500 円
	交流会員(個人)	月額 500 円
	応援会員(個人・団体)	1 口 20,000 円(1 口以上)
	名誉会員(個人・団体)	月額 0 円

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人えんぱれ

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

役名	(フリガナ)	氏名	報酬の有無	役職名等	
				有	無
1 理事	アライユウ		有	理事長	
	新井由羽				
2 理事	シマダケント		無	理事長	
	島田賢人				
3 理事	ミウラチトセ		有	理事長	
	三浦千歳				
4 理事	サトウケンスケ		無		
	佐藤健友				
5 理事	サトウユミエ		無		
	佐藤弓恵				
6 理事	ソダカン		無		
	曾田柑				
7 理事	トガシシュンイチ		無		
	高橋俊一				
8 理事	ハヤカワミキ		無		
	早川美樹				
9 理事	ヨシムラソウイチロウ		無		
	吉村宗一郎				
10 監事	スズキトモヤ		無		
	鈴木智也				

令和7年度

事業計画書

NPO法人えんぱれ

1 事業実施の方針

本法人は、設立初年度の事業期間が一ヶ月弱と極めて短期間であるため、第1～2期を実質的な初年度に相当する立ち上げ期として位置付ける。令和7年度は、設立後一ヶ月未満で期末を迎える予定であることから、次年度事業展開スタートに向けた事前準備として、教育研修事業で提供する研修コンテンツの開発や執筆に取り組む。それらに伴い、必要な情報収集・研究ならびに広報活動も行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 3 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
教育研修・出版事業	全国公立学校に訪問し、研修や出前授業を行う。教職員・児童生徒・教育関係者・保護者等を対象に、対話・探究・非言語コミュニケーション等を取り入れた研修および実践支援を行い、学校でのさまざまな課題や人間関係の摩擦に対応する力を育て、安心で信頼できる学びの環境づくりを支援する。 また、子どもの成長や主体性に悩む保護者をはじめ、教育や人材育成に关心を持つ人々に向けて、人の可能性を引き出す関わり方や考え方を伝える書籍出版に向けて活動する。	3月	全国公立小学校・中学校・高等学校	3人	教職員・児童生徒・教育関係者・保護者・地域関係者	初年度0人	3
チーム組織サポート事業	全国公立学校を訪問し、職員室を中心に学校教職員業務を伴走し、サポートを行う。各校の課題や目標に応じた支援を通じて、教育の質向上と組織の持続的な成長を促進する。	次年度より実施予定	—	—	—	—	初年度0
普及啓発活動事業	子ども・若者とともに、課題や活動を社会に発信し、子ども・若者に関わるすべての大人の資質向上や、課題解決に向けて企業や団体等と連携・協働の強化や視察、講演・イベント開催を行う。	次年度より実施予定	—	—	—	—	初年度0
コンサルティング事業	建て替え予定のある関東圏の公立学校において、地域を巻き込んでのインクルーシブArtイベントを実施する。アートを通して子ども・教員・保護者・地域住民が互いに学び合い、誰も取り残されない共育の場をつくる。非言語・非認知能力を育みながら、学校と地域をつなぐ新たな協働共創モデルの構築を目指す。	次年度より実施予定	—	—	—	—	初年度0

令和8年度

事業計画書

NPO法人えんぱれ

1 事業実施の方針

第2期となる令和8年度は設立初期段階として、本法人の理念および活動方針の周知、教育現場・地域・教育関係機関との信頼関係構築と実践知の蓄積を重視する。全国の学校や関東圏の建替え予定校、オンラインコミュニティを拠点として事業展開し、現場理解を最優先として実情に即した教育研修や学校支援、チーム伴走など各事業を通じた学校現場の課題解決を進めていく。コンサルティング事業は事業費を計上せず、他事業と連動した基盤形成型の関与として実施し、次年度以降の持続可能な事業展開を整えることを目的とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 16,126 千円 】)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
教育研修・出版事業	全国公立学校に訪問し、研修や出前授業を行う。教職員・児童生徒・教育関係者・保護者等を対象に、対話・探究・非言語コミュニケーション等を取り入れた研修および実践支援を行い、学校でのさまざまな課題や人間関係の摩擦に対応する力を育て、安心で信頼できる学びの環境づくりを支援する。 また、子どもの成長や主体性に悩む保護者をはじめ、教育や人材育成に关心を持つ人々に向けて、人の可能性を引き出す関わり方や考え方を伝える書籍出版に向けて活動する。	7月、8月、1月、3月	全国公立中学校・高等学校	12人	教職員・児童生徒・教育関係者・保護者・地域関係者	3000人	5,500
チーム組織サポート事業	全国公立学校を訪問し、職員室を中心に学校教職員業務を伴走し、サポートを行う。各校の課題や目標に応じた支援を通じて、教育の質向上と組織の持続的な成長を促進する。	通年	全国公立中学校・高等学校	25人	教職員と児童生徒・教育関係者・保護者・地域住民	800人	9,800
普及啓発活動事業	子ども・若者とともに、課題や活動を社会に発信し、子ども・若者に関わるすべての大人の資質向上や、課題解決に向けて企業や団体等と連携・協働の強化や視察、講演・イベント開催を行う。	通年(必要に応じて適宜)	全国地域	5人	法人会員の子ども若者たち	300人	26
	建て替え予定のある関東圏の公立学校において、地域を巻き込んでのインクルーシブArtイベントを実施する。アートを通して子ども・教員・保護者・地域住民が互いに学び合い、誰も取り残されない共育の場をつくる。非言語・非認知能力を育みながら、学校と地域をつなぐ新たな協働共創モデルの構築を目指す。	4月、5月、6月、8月、1月、3月	全国公学校(8カ所予定)	20人	東京都内	3200人	800
コンサルティング事業	全国の学校・自治体・教育関係機関・地域団体等を対象に、業務改善を得た学校課題解決の提案を行なながら、教育活動や組織運営に関する助言・伴走支援を行う。	通年(必要に応じて適宜)	学校・自治体・教育関係機関・地域団体・法人事務所	3人	教職員と児童生徒・教育関係者・保護者・地域住民	—	0 次年度から有償化の段階的移行

令和7年度 活動予算書(その他事業がない場合)

NPO法人えんぱれ

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			140,000
正会員受取会費		20,000	
賛助会員受取会費		120,000	
2 受取寄附金			0
受取寄附金		0	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
4 事業収益			0
教育研修・出版 事業収益		0	
チーム組織サポート 事業収益		0	
普及啓発活動 事業収益		0	
コンサルティング 事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			140,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			0
給料手当		0	
役員報酬		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
(2) その他経費			2,500
会議費		0	
旅費交通費		0	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
租税公課		0	
宣伝広告費		2,500	
印刷製本費		0	
外部委託費		0	
消耗品費		0	
事業費計			2,500
2 管理費			
(1) 人件費			0
役員報酬		0	
給料手当		0	
退職給付費用		0	
福利厚生費		0	
法定福利費		0	
(2) その他経費			57,000
消耗備品費		5,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		0	
地代家賃		0	
減価償却費		0	
会議費		0	
宣伝広告費		5,000	
事務管理費		24,000	
研修費		0	
外部委託費		22,000	
雑費・予備費		1,000	
管理費計			57,000
経常費用計			59,500
当期 経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①			80,500
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②			0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+② . . . ③			80,500
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			73,000
設立時繰越正味財産額 . . . ⑤			0
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤			7,500

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人えんぱれ

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			1,765,000
正会員受取会費		110,000	
賛助会員受取会費		1,655,000	
2 受取寄附金			4,500,000
受取寄附金		4,500,000	
施設等受入評価益		0	
3 受取助成金等			1,000,000
受取補助金		1,000,000	
4 事業収益			16,148,000
教育研修・出版 事業収益		5,428,000	
チーム組織サポート 事業収益		9,920,000	
普及啓発活動 事業収益		800,000	
コンサルティング 事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息		0	
経常収益計			23,413,000
【B】 経常費用			
1 事業費			4,545,000
(1) 人件費			
給料手当		720,000	
役員報酬		3,780,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		45,000	
(2) その他経費			11,581,000
会議費		36,000	
旅費交通費		950,000	
施設等評価費用		0	
減価償却費		0	
租税公課		0	
宣伝広告費		360,000	
印刷製本費		1,352,000	
外部委託費		8,178,000	
消耗品費		705,000	
事業費計			16,126,000
2 管理費			
(1) 人件費			4,155,000
役員報酬		2,520,000	
給料手当		480,000	
退職給付費用		0	
福利厚生費		30,000	
法定福利費		1,125,000	
(2) その他経費			2,964,000
消耗備品費		120,000	
水道光熱費		0	
通信運搬費		207,000	
地代家賃		0	
減価償却費		0	
会議費		50,000	
宣伝広告費		562,000	
事務管理費		130,000	
研修費		250,000	
外部委託費		1,283,000	
雑費・予備費		362,000	
管理費計			7,119,000
経常費用計			23,245,000
当期 経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①			168,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②			0
税引前 当期 正味財産 増減額 ①+② . . . ③			168,000
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			3,000
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			7,500
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤			172,500

NPO法人えんぱれ 設立趣旨書

■趣旨

現代の子どもたちを取り巻く環境により生じる課題は年々複雑化・困難化しています。例えば、文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によれば、令和6年度における小中学校の不登校児童生徒数が約35万人で過去最多を更新すると共に、文部科学省「令和4年度通級による指導実施状況調査結果」によれば、小中学校および高校における特別の教育支援を必要とする児童生徒数は約20万人を記録しており、これら課題は極めて憂慮すべきものであると言えます。

一方で、学校教員など彼らを支援する立場にある人々や、保護者や地域の大人たちなど彼らに多様な形で関わる立場にある人々もまた、様々な課題を抱えています。例えば、文部科学省「令和4年度教員勤務実態調査」によれば、学校教員の在校等時間は減少傾向にあるものの依然として長く、授業や生徒指導に対する高いワークエンゲージメントを示しているものの、事務処理や地域対応・行政対応といった周辺業務への負担感を抱えていることがわかります。また、文部科学省「令和6年度家庭教育支援推進のための調査研究」によれば、現在子育て中で同居中の子どもがいる保護者のうち38.8%が「子どもの行動、気持ちがわからない」と悩みを抱えており、多様化する子どもたちの特性への対応に不安を抱える人々が多数存在する現状が伺えます。したがって、近年の複雑化・困難化する状況に対しては、学校教員だけでなく保護者や地域の大人たちも含めた子どもたちに関わる多くの人々が、「子どもたちに向き合い寄り添うこと」に安心して取り組んでいける環境を整えるための支援が急務であると考えられます。

そこで本団体は、上記のような課題を抱える学校教員の負担軽減につながる研修プログラムの提供や、子どもたちが主体的に学べる教育モデルの提案、地域対応としての保護者や行政との橋渡しなど、学校の「当たり前」を見直す現場に即した支援を展開します。また、支援においては現場の教職員の皆さんとの信頼関係を重視し、現場の能動性・主体性を活かすための適度な距離感を保ちながら「必要なときに頼れる存在」であることを目指します。さらに、学校教員のみならず、子育てに悩む保護者をはじめ教育や人材育成に关心を持つあらゆる人々に向けて、同様の研修プログラムや書籍出版、外部発信などを通して人の可能性を引き出す関わり方や考え方を広めていくことで、子どもたちを含む全ての人々が、教育に関わる当事者としてより幸福感を持って教育的営みに関わっていけるような社会の創出を目指します。

当該活動を継続的かつ安定的に実施するために、資金調達や各種契約の締結においてはもちろんのこと、特に公教育への支援活動を実施するにあたっては社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためには人格の取得が必須であると判断しました。また、本法人の活動目的は営利ではなく社会課題の解決であることから、NPO法人として法人化することが最適であると考え、設立に至りました。

■申請に至るまでの経過

- ・2022年6月 発起人一同にて任意団体設立

※その後の現在に至るまでの活動実績は別紙参照

- ・2025年4月 NPO法人えんぱれの設立を構想
- ・2025年6月 第1回法人化発起人会開催
- ・2025年7月 第2回法人化発起人会開催
- ・2025年7月 第3回法人化発起人会開催
- ・2025年8月 第4回法人化発起人会開催
- ・2025年9月 第5回法人化発起人会開催
- ・2025年10月 第6回法人化発起人会開催
- ・2025年11月 NPO法人えんぱれ設立総会開催

令和7年11月16日

■設立代表者氏名：三浦 千歳

別添 1

【教育プログラム・特別授業の実施実績】

- ・2022年6月・8月 廃校施設にて子ども向けキャリアデザインイベントを実施（計3回、のべ200名参加）
- ・2022年10月 教室外での学びの重要性の発信を目的として清水公園にて「アスレチック・BBQ！」を実施
- ・2023年9月 子どもたちの運動会イベントを実施
- ・2023年10月 特別授業「学校では教えてくれない働き方・幸せとは？」を実施
- ・2023年11月 特別授業「英語漫才講座&発表！」を実施
- ・2023年11月 特別授業「正しい金融リテラシーが手に入る！お金の授業」を実施
- ・2023年12月 特別授業「算数・数学をなぜ学ぶのか？」を実施
- ・2024年1月 特別授業「ゲームはしないと損！」を実施
- ・2024年2月 特別授業「タカタ先生による『お笑い算数教室』」を実施
- ・2024年2月・8月 高級イタリアンレストランにて子ども向けキャリアデザインイベントを実施（計2回）
- ・2024年3月 特別授業「世界を平和にするために今私たちができること～なぜ人は勉強するのか？～」を実施
- ・2024年4月 特別授業「謎解きを作ろう！」を実施
- ・2024年5月 特別授業「たのしい歌の世界について♪」を実施
- ・2024年6月 アーティスト・そういちろう氏と共に「アルコールインクアートワークショップ」を共催
- ・2024年9月 特別授業「大好きな海釣りの魅力！」を実施
- ・2025年2月 特別授業「自分を描く書道×アート 墨で広がるわたしだけの世界」を実施
- ・2025年3月 特別授業「現役不登校中学生による『サンリオで人生変わったお話』」を実施
- ・2025年6月 特別授業「人生の夢と考える力！」を実施
- ・2025年8月 特別授業「ワクワクはあなたの人生の使命！」を実施

【学校・教育機関との協働事業】

- ・2023年7月～継続 福井県立勝山高校探究発表会にて講演および生徒らの探究学習に対する指導・アドバイスに従事（計3回以上）
- ・2024年11月 板橋区立小学校CSの学校運営協議会にオブザーバー参加し「探究授業」見学後の振り返り議論にて提言
- ・2025年1月 板橋区立小学校CSの学校運営協議会にオブザーバー参加し「次年度学校経営方針」に関する議論にて提言
- ・2025年2月 板橋区立小学校CSの学校運営協議会にオブザーバー参加し「次年度学校経営方針」をもとにより良い地域学校協働活動に向けた施策議論にて提言
- ・2025年2月 板橋区立小学校CS総合・探究授業（キャリア教育）「児童のミライに関する自由な問い合わせの探求～大人に聞く会」にてゲストティーチャーとしてキャリア等について講演
- ・2025年4月 板橋区立小学校CSの学校運営協議会にオブザーバー参加し「今年度学校評価（学校関係者評価）」に関する議論にて提言
- ・2025年4月～現在 都立高校にて社会的自立支援教育プログラムの講師に従事（継続中）
- ・2025年6月 板橋区立小学校CSの学校運営協議会にオブザーバー参加し「学校地域共同活動としての最上位目標」に関する議論にて提言
- ・2025年9月 板橋区立小学校CSの学校運営協議会にオブザーバー参加し「自立した学習者の育成」に関する校内研修として「児童生徒が主体的に話し合い、自分たちで学級や学校をより良くするための学級活動」に関する議論にて提言
- ・2025年9月～現在 都立高校にて探究学習の伴走支援を行う探究学習ファシリテーターに従事（継続中）
- ・2025年12月 板橋区立小学校CS総合的な学習の自己の将来についての探究授業（キャリア教育）「マイキャリア」にてゲストティーチャーを受託

【地域イベント・体験型学習の実施実績】

- ・2022年10月 地域貢献と環境意識を高める場の創出を目的とした「品川でSDGs！ゴミ拾いバトル『ゴミバト！』」を実施
- ・2023年2月 教育や子育てに関する意見交換の場として「地域小学校のパパの会とのお話し会」を実施
- ・2023年3月 子どもたちの主体的な学びについて地域に発信することを目的とした子どもたちが自ら企画・運営する展示イベント「探究万博」を開催支援
- ・2023年8月 環境問題への关心を高める機会提供を目的として子どもたちと共に「SDGsゴミ拾い！鵠沼海岸」を実施
- ・2023年10月 地域と教育の交流の深化を目的とした「しながわ新聞マルシェ」にて出展
- ・2023年11月 「探究横丁の社会科見学！国會議事堂ツアーア」を実施

- ・2024年5月 中学生主催「探究ツアー in すみだ水族館・六都科学館」を開催支援
- ・2024年11月 品川港南エリアにおける地域活性化を目的としたKOKUYO、NTTアーバンソリューションズ他企業主催イベントにて出展
- ・2025年3月 品川区立御殿山小にて「好き」を突き詰める大人たちが子どもたちに体験型授業を展開する「まちなか教育 EXPO」を開催支援
- ・2025年8月 児童養護施設の子ども達向け支援の一環として職業体験イベントを開催支援

【講演・登壇・啓発活動】

- ・2022年7月 JOYKU「子育てセミナー」にて探究学習の重要性について講演
- ・2023年3月 「品川港南100人カイギ」にて子育て世代への裏め方について講演
- ・2023年10月 群馬県「学びシェア会」にて探究学習の実践方法と効果について講演
- ・2024年5月 KITTE丸の内にて「和文化×教育トークショー」を実施
- ・2024年8月 多様な学びの形についての哲学対話イベントをルーカス高等学院と共に共催
- ・2024年8月～現在 登壇者の「好き」や「探究」を語るオンラインイベント「Tank you talk」を継続実施（計約60回）
- ・2024年9月 「品川港南100人カイギ」にて講演
- ・2024年10月 町田市にて単独講演会「最強の好きの見つけ方」を実施
- ・2024年12月 [REDACTED]と共に不登校に関する対談トークイベントを共催
- ・2025年3月 「オモロー授業発表会 in 東京WEST（国分寺）」にて講演
- ・2025年4月 登壇者の「好き」や「探究」を語るオンラインイベント「Tank you talk！」のリアル版として「探究さんを語らせたい！ in エコルとごし」を実施
- ・2025年7月 私立トキワ松学園にて開催の「つみきフェス」にてコミュニティの重要性について講演

【教育ツール・コンテンツ開発実績】

- ・2025年3月～現在 探究学習支援に特化したAI「探究AIルミナ」を開発し全国の高校へ導入（継続中）
- ・2025年5月～現在 探究する大人たちの魅力を発信する「探究カード」を開発し全国17,000店舗のファミリーマートにて販売（継続中）

【行政機関・自治体との連携事業】

- ・2024年11月 目黒区教育委員会の後援名義にて「目黒区みんなのためのCS推進事業」の一環としての勉強会「コミュニティ・スクールってなあに？」を開催支援
- ・2025年2月 目黒区教育委員会の後援名義にて「目黒区みんなのためのCS推進事業」の一環としての勉強会「コミュニティ・スクールってなあに？」を開催支援
- ・2025年7月 目黒区主催の各種会議・協議会に参加し「放課後子ども総合プラン運営会議」にて提言
- ・2025年7月 目黒区主催の各種会議・協議会に参加し「目黒区学童保育連絡協議会」にて提言
- ・2025年8月 文部科学省・こども家庭庁後援「第5回全国親バカ愛の大会」東京都選考会を開催支援
- ・2025年8月 文部科学省後援「オモロー授業発表会 全国大会 in 名古屋公会堂」を開催支援
- ・2025年9月 目黒区教育委員会との共催にて「目黒区みんなのCS推進事業（子どもの権利条約×コミュニティ・スクール）」の一環としての勉強会「これからの中学校と地域どう変わる？」を開催支援
- ・2025年12月 めぐろコドモノミカタ設立決起会に参加

【継続的な支援・相談対応事業】

- ・2023年10月～現在 医療的ケア児など生きづらさを抱える要支援児の就学・学級運営・教育支援に関する相談対応に従事（継続中）

【文化・芸術活動を通じた教育・社会貢献】

- ・2019年10月 独学にて画家活動を開始
- ・2020年12月 1作目の絵本を50部限定で刊行
- ・2021年12月 2作目の絵本を50部限定で刊行
- ・2022年2月 絵本の世界観を舞台に作詞作曲した「Shooting Star」と「It's OK」の2曲をリリース
- ・2022年10月 「ART JAPAN & TAIWAN ロンドン展 2022」にて新人賞を受賞
- ・2022年11月 パリにて「ART Shopping」での作品展示
- ・2023年9月 ニューヨーク・タイムズスクエアにて作品展示
- ・2024年6月 国際連合ACUNS学術会議にてアートを通して世界平和を提唱
- ・2025年7月 パリにて開催の「Japan Expo in Paris」にてライブペイントパフォーマンス公演

以上